

資料3

これからの生涯学習・社会教育の
方向性について

これからの生涯学習・社会教育の方向性について

2023年11月7日（火）

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 榎木 奨悟

1. 生涯学習・社会教育について

教育基本法

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）（抄）

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

2. 教育振興基本計画について

教育振興基本計画について

教育振興基本計画とは？

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画。

○教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）
（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

これまでの教育振興基本計画

- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第2期・第3期計画を策定。

	第1期計画	第2期計画	第3期計画
対象期間	平成20（2008）年度～平成24（2012）年度	平成25（2013）年度～平成29（2017）年度	平成30（2018）年度～令和4（2022）年度
基本的方針	今後10年間を通じて目指すべき教育の姿	一人一人の「自立」した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と「協働」しながら新たな価値を「創造」していくことができる「生涯学習社会」の構築	教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する
教育の目指すべき方向性	①社会全体で教育の向上に取り組む ②個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる ③教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える ④子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する	①社会を生き抜く力の養成 ②未来への飛躍を実現する人材の養成 ③学びのセーフティネットの構築 ④絆づくりと活力あるコミュニティの形成	①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する ③生涯学び、活躍できる環境を整える ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する ⑤教育政策推進のための基盤を整備する

地方公共団体における計画・大綱の策定

- 地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際に、国の教育振興基本計画を参酌することとされている。（教育基本法第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項）

国の教育振興基本計画を参酌した地方公共団体における教育振興基本計画の策定状況

○都道府県・指定都市 100% ○市町村 82.9% 文部科学省調べ（令和3年3月31日時点）

新たな教育振興基本計画 (令和5年6月16日閣議決定) のコンセプト

持続可能な社会の創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成



日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む



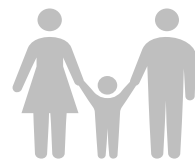
5つの基本的な方針



グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・個別最適・協働の学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性 (DE&I) ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会

- ・主体的に社会の形成に参画
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等
- ・留学等国際交流、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進



誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進



- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

- ・GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等を推進
- ・教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進
- ・デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

教育デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進

計画の実効性確保のための基盤整備・対話



- ・学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済的・地理的状況によらない学びの確保
- ・NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、児童生徒等の安全確保
- ・各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

3. 生涯学習分科会について

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理【概要】

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～

1. 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

- 社会やライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々（貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化・深刻化
⇒ **社会的包摂**と、その実現を支える**地域コミュニティ**が一層重要に
- 「新しい資本主義」に向けた人への投資の充実、**デジタル社会の進展**への対応の必要性が増大
⇒ **社会人の学び直し**をはじめとする生涯学習が一層重要に
特に、**デジタルデバйд解消**や、国民全体の**デジタルリテラシー向上**が喫緊の課題に（デジタル田園都市国家構想の実現）

2. 生涯学習・社会教育が果たしうる役割

- 生涯学習： 職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現を図るためのもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの
- 社会教育： 学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの

人生100年時代・VUCAの時代においては、こうした従来の役割に加え、下記の役割がより重要に

ウェルビーイングの実現

ウェルビーイング：「個人」の幸せ+ 周囲の「場」のよい状態

<生涯学習>
「個人」の生涯にわたる
自己実現を図る学習

<社会教育>
学びを通じた「人づくり・
つながりづくり・地域づくり」

生涯学習を通じた個人の成長と、持続的な地域コミュニティを支える社会教育は、ウェルビーイングの実現に密接不可分

社会的包摂の実現

貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人、女性など、それぞれに学習ニーズがある

誰一人として取り残すことなく、学習機会を提供する

デジタル社会に対応

デジタルデバйд解消を含め、デジタルによる格差や分断のないデジタル化を実現する社会的要請

国民全体のデジタルリテラシーの向上を目指す

地域コミュニティの基盤

リアル・オンラインの双方で、地域住民がつながる「場」として社会教育施設を活用し、共に学びあう社会教育

+
コミュニティ・スクールや地域学校協働活動への地域住民の参画（学校と地域の連携）

「学び」を通じた、人と人とのつながり・絆の深まりが、地域コミュニティの基盤を安定させる

3. 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

公民館等の社会教育施設の機能強化

- ・ 公民館等の役割を明確化（社会的包摂の実現、地域コミュニティづくり、子供の居場所としての役割等）
- ・ リアルとオンラインの双方で、住民が相互に「つながり」を持てる共同学習・交流を促進⇒ 地域コミュニティの基盤に
- ・ 公民館等のデジタル基盤を強化（PC等の機器導入、Wi-fi環境整備等）
- ・ デジタルデバイドの解消やデジタル・シティズンシップの育成のための教育⇒ 国民全体のデジタルリテラシー向上へ
- ・ 他機関との連携（自前主義からの脱却）や、住民の意向を反映できる運営や評価の在り方の見直し等による運営改善

社会教育人材の養成、活躍機会の拡充

- ・ 社会教育主事の配置を促進⇒ 地域課題に応じた関連部局・施策と社会教育との連携・調整を推進
- ・ 社会教育士の公民館等への配置促進、社会教育士のネットワーク化等による活躍機会の拡大
- ・ 多様な分野の施策と連携しつつ、つながりづくり・地域づくりを担えるよう、社会教育士に係る制度の在り方を検討（例：社会教育士の役割や称号付与要件の見直し等）
- ・ 社会教育人材の継続的な学習機会の確保も検討（デジタルに関するスキルアップ・現代的課題への対応等）

地域と学校の連携・協働の推進

- ・ コミュニティ・スクールについて、十分な理解の下で全国的に導入を加速
- ・ 地域学校協働活動推進員の常駐化や、学校運営協議会の運営等に係る支援員の新たな配置の促進
- ・ 保護者、PTA活動の経験者、NPOや企業関係者などの多様な地域住民の参加を推進
- ・ 部活動の地域移行の推進に向け、地域の実情に応じ、社会教育関係団体等と積極的に連携

リカレント教育の推進

- ・ 時間的・経済的な制約の中で学び直しを希望する女性や就業者、求職者など個々人のニーズに応じたりカレント教育を充実
- ・ ①大学・専門学校におけるリカレント教育プログラムの充実、②社会人が受講しやすい時間帯・期間・授業形態等の工夫、③情報発信の充実（公民館や民間等によるものを含む）④学習履歴の可視化（オープンバッジ等のデジタル技術の活用）等を推進


多様な障害に対応した生涯学習の推進

- ・ 障害者の生涯学習を、国・各地方公共団体の生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付ける
- ・ 障害者の生涯学習推進を担う人材育成・確保や、共生社会についての理解を促進

- ・ 国は、生涯学習・社会教育が、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築の役割を果たせるよう、振興方策の全体像を明確化
- ・ 国及び地方公共団体は、国民全体のデジタルリテラシーの向上に向けた取組をこれまで以上に推進
- ・ 地方公共団体は、社会教育主事の配置や社会教育士の活躍機会の拡充を積極的に検討。また、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に関連する部局やNPO等民間団体との連携・協力を促進（教育委員会は総合教育会議等を活用して首長部局と積極的に連携）


地域の学びと実践プラットフォーム（イメージ図：地域づくりに役立つ社会教育）

生活を支えるリテラシーの向上



・市長のツイッターって何？
・マイナンバーカードってどう役立つの？


公民館のデジタル入門講座で学べますよ
講座受講者のA氏に地域のサポート役を依頼したので教えてもらえますよ



・オンラインで学習したい
・SNSなどで仲間と繋がりたい

公民館で学習したことを活かしてSNS上でグループを作りましょう


公民館所属
〔社会教育士〕



・必要な情報にアクセスしたい
・地域の一員として参画したい

簡単な日本語をあなたの母語で学べるデジタルコンテンツがありますよ

生涯学習推進員
〔社会教育主事OB〕



・車いすになって普段の買い物もひと苦勞だ
・急な通院、診療時間に間に合うだろうか？


ネットスーパーでの買い物をスマホから試してみよう
スマホで病院までの距離や時間タクシーも調べられますよ

学生
〔社会教育士養成課程〕

生活 地域

学びと実践

社会教育人材ネットワーク



社会教育主事・社会教育士
〔地域における学びと実践のコーディネーター〕


地域の学びと実践プラットフォーム



公民館等

- デジタルリテラシーの学習機会を保証
- 仲間・地域とリアルで繋がる場も提供
- デジタルの活用で多様な学び・学び合いの機会を充実
- 公民館の運営自体も住民の参画の場に


地域づくりを支える社会教育の実現



・地域を担う後継人材が育たない
・行政主導の地域振興イベントの効果は一時的なものになりがち


イベント運営参画を機に継続的な地域づくりに資する人材が育つよう、社会教育士研修で学んだ地域住民を巻き込むワークショップ的手法を社会教育担当の協力を得て取り入れてみよう

地域づくり担当部局
〔社会教育士〕



防災訓練は、児童生徒に対する防災体験学習や非常食の試食も取り入れて、楽しく多世代で学べる場にしたら、参加率が上がる

町内会メンバー
〔社会教育士〕



地域学校協働活動、PTA、子ども会の活動に携わっていた方と社会教育士ネットワークの研修で知り合ったから協力を依頼してみよう

企業人
〔社会教育士〕

社会や地域に貢献したいと思っている知り合いの企業・団体にも、地域活動への協力を依頼できますよ

「地域の学びと実践プラットフォーム」構築に向けた重点事項（社会教育人材関係）

重点事項(1)

社会教育人材ネットワークの構築・展開による組織的な活用

- 社会教育主事・社会教育士に対し、研修情報の周知、イベントや個別相談対応への協力依頼等を組織的に行えるよう、社会教育主事講習・養成課程の実施機関である大学等の協力も得ながらネットワークを構築・展開。
- 対象者、活用方法等の詳細は、集約する情報の種類（氏名や属性等）や、集約の主体・手法等とあわせて検討。また、ネットワークの自主的な活用や人材の確保の観点から、社会教育主事OBや社会教育主事養成課程の学生等の活用も検討。
- 社会教育士が地域で活動しやすくなるよう、社会教育士であることを証する修了証書やデジタルバッジ等の導入を検討。

重点事項(3)

社会教育分野での人材確保（社会教育主事の配置促進、公民館等への社会教育士の配置・登用の促進、公民館主事等の講習受講の促進等）

- 社会教育主事の配置状況を分析し、自治体に必要な働きかけの実施。
- 社会教育士の公民館や地域学校協働活動推進員への配置・登用を促進する。また、公民館主事や地域学校協働活動推進員、PTA、子ども会等の社会教育関係者等の専門性の向上に向け、社会教育主事講習の受講を推奨する。

重点事項(5)

講習の受講機会の拡大等（受講者枠の拡大・オンライン化等）

- 働きながらでも社会教育主事講習を受講したいというニーズに応えるため、社会教育主事講習のオンライン化や夜間・休日中心の講座を含む多様な社会教育主事講習を展開。社会教育主事講習の定員の増加等に向け、講習実施機関へ働きかけ。
- 民間資格等による科目代替の検討など社会教育士の資格取得の促進策を検討。

重点事項(2)

社会教育士等の講習・研修の充実（講習のアップデート、継続的な学習・交流への支援）

- 社会教育主事・社会教育士に必要なとされる専門性に関する内容や、デジタル活用、多様なニーズへの対応に関する内容について、社会教育主事講習等に反映。
- 社会教育士等が継続的に学習できるよう、公開可能な研修をオンデマンド配信。その際、継続的な学習の機会が、相互に協力しあえる人的つながりづくりの機会となるよう、社会教育人材ネットワークの活用も検討する。

重点事項(4)

地域振興分野等での人材確保（地域振興部局担当者、町内会・まちづくり協議会関係者等の講習の受講促進等）

- 首長部局の地域振興担当等における社会教育士の活用が進むよう、当該部局の職員の講習受講を促進。
- 社会教育人材ネットワークを活用し、社会教育人材の地域振興施策への協力を促進。

横断的事項

- 生涯学習分科会において、社会教育教育人材に関する取組の実施状況を踏まえ、さらに専門的な議論・検討を行う。（議論・検討にあたっては、社会教育主事・社会教育士の制度的な位置づけを踏まえ、社会教育主事講習の名称変更も含めて検討。）
- 国で社会教育を一層推進するための体制の検討・整備を進めるとともに、実際の課題解決事例を参考に、各自治体の取組が進むようアドバイスする体制を検討。その一環として、社会教育マイスター（仮称）を創設。
- 社会教育におけるEBPMの推進。

「地域の学びと実践プラットフォーム」構築に向けた重点事項（社会教育施設関係）

重点事項(1)

他の行政部局・施策と連携し、多様な住民ニーズに対応

(地域振興、多世代交流、福祉等)

○地域づくり（地域振興）を始めとする他の行政施策・部局とのタイアップを推進

(連携の例)

【放課後児童健全育成事業】放課後児童クラブ等を公民館で実施。

【地域運営組織】公民館活動を母体とした地域運営組織の取組(子育て交流、学習支援等)や支援措置等を周知。

【農村型地域運営組織（農村RMO）】中山間地域における農地保全や生活の支え合い等の活動を公民館と連携して実施。

【重層的支援体制整備事業】相談支援や交流の場など福祉分野における協働。

○社会教育人材ネットワークとの連携

- ・社会教育との連携が重要な部局の職員に社会教育主事講習の受講を推奨。
- ・公民館等で活用する社会教育士も、地域づくり施策への協力に努める。

○社会教育施設の複合化やPFIの活用による官民連携の推進

重点事項(2)

地域との連携推進による地域づくりの主導（地域住民、NPO、社会教育関係団体、学校等）

○地域住民による公民館運営への参画

- ・公民館運営における地域住民の意向を反映するため手引きの作成を検討。
- ・特に、若い世代の公民館に対する声の把握に努め、運営に反映。

○民間企業やNPO等との連携

- ・民間企業やNPO、町内会、PTA、子ども会等との協働により、公民館活動への多世代の参画を推進。
- ・企業と連携してリアルな体験活動等を推進。
- ・企業等との円滑な連携に向けて、営利的な活動との関係について具体的事例を整理・周知。

○地域と学校等の連携・協働の推進

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、子供を中心として、幅広い地域住民等が地域で繋がる機会を提供。

重点事項(3)

学びと実践の場としての機能強化

○社会的包摂の実現に向けた学習支援

- ・公民館等の社会教育施設を拠点とした、社会教育人材のコーディネートにより、ICTやデジタルコンテンツ等も活用しながら、高齢者・障害者・外国人等のニーズに応じて生活に必要な学びを支援（福祉部局とも連携）。
- ・不登校や貧困等の課題をかかえる子供たちへの支援（地域学校協働活動や家庭教育支援チーム等と連携）。

○子供や若者の社会教育への参加促進

- ・若い世代の声を公民館の運営に反映するとともに、社会教育施設が子供や若者の学び合う場となり、こどもの居場所としての役割も果たせるよう、具体的事例を周知。

○リカレント教育の検索サイト「マナパス」との連携

- ・社会教育での学びに加えて更に学びたい者が、大学等が提供する学習コンテンツの情報を得られるよう、リカレント教育の検索サイト「マナパス」等とも連携。

○デジタルとリアル双方の教育機会の提供による「つながりづくり」

- ・デジタル技術の活用等、公民館等のデジタル化を推進。
- ・デジタルリテラシーの学習機会を提供。
- ・地域住民同士がリアルに繋がる場も提供。

○社会教育人材ネットワークとの連携

- ・社会教育士の公民館等への配置や公民館主事等の専門性向上（資格取得促進）。
- ・社会教育士それぞれの強みを活かせる協力を要請。

横断的事項

○重点事項(1)～(3)について「公民館の設置及び運営に関する基準」において明示することを検討。

○「優良公民館表彰」に年度毎の重点分野を設定し、その優良取組事例を収集・横展開。

○国で社会教育を一層推進するための体制の検討・整備を進めるとともに、実際の課題解決事例を参考に、各自治体の取組が進むようアドバイスする体制を検討。その一環として、社会教育マイスター(仮称)を創設(再掲)。

○社会教育におけるEBPMの推進(再掲)。

4. 今後の振興方策について

① 社会教育人材について

「社会教育士」の称号付与について（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることにした

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



法令根拠

- 社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

第 8 条第 3 項 第 1 項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。
第11条第 3 項 第 1 項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる

これまでの称号付与数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	3,438人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,088人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	4,526人

社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（中間的まとめ）【概要】

（令和5年8月 中央教育審議会 生涯学習分科会 社会教育人材部会）

1. 社会教育人材を取り巻く状況等に関する認識

- 地域の核となる**学校教育と社会教育との連携**による、**世代を超えた地域のつながりづくりや次世代の育成の進展**
- 福祉・農村振興・防災・まちづくり等の分野での「**地域コミュニティ**」に着目した**施策の展開と社会教育との連携の重要性の増大**
- オンライン化の進展**や、社会の構造的な変化による**リカレントやリススキングの学習ニーズの高まり**などの**社会教育のフィールドの広がり**
- ⇒ こうした**社会教育の裾野の拡大**を見据え、地域コミュニティにおける学びを基盤とした自律的・持続的な活動の促進に資する社会教育の専門性を有する**社会教育人材が果たす役割は大きい**
- 他方、社会の様々な行政分野において社会教育との連携が模索されているのに対し、**社会教育主事の配置率は5割に満たない**。社会教育に対する興味・関心や期待を持っている人々のニーズに着実に応え、**より多くの人々が社会教育活動に当事者として参画し、学び教え合う状況の創出が必要**
- ⇒ 学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる専門性を備えた**社会教育人材の質的な向上・量的な拡大が極めて重要**

社会教育人材をハブにした人づくり、つながりづくり、地域づくりの実現

2. 社会教育人材に関する施策の基本的な方向性

地域社会の様々な場で活躍する社会教育人材の確保

- 社会教育が社会基盤としての役割を幅広く果たしていくためには、教育委員会事務局や社会教育施設はもとより、首長部局やNPO等の多様な主体が担う**社会の幅広い領域**において、**社会教育人材を確保することが不可欠**
- 多様な分野で活躍する社会教育人材を幅広く確保することは、相互の支え合いや組織的な教育力の発揮により、それぞれの活動の活性化だけでなく社会教育全体の振興にも資する
- ⇒ **幅広い人材にとって受講しやすい社会教育主事講習の実現が社会教育振興施策全体の基盤に**

社会教育主事・社会教育士の役割の明確化と配置促進

社会教育主事

「地域全体の学びのオーガナイザー」

首長部局等が担う福祉や防災等の多様な分野と社会教育（行政）をつなぐこと等により、社会教育の行政及び実践の取組全体をけん引し、**地域全体の社会教育の振興の中核**を担う

- 社会教育の裾野の拡大を踏まえると、**地域における社会教育全体を俯瞰し、その調整を職務として担う社会教育主事の役割の重要性が高まっている**
- 地域の社会教育人材がそれぞれの専門性と相互のつながりを活かして活躍できるよう、社会教育行政の専門職である**社会教育主事が地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化**する役割を担うことが**重要**に
- ⇒ 地域活動における社会教育士の活躍機会の拡大により、**社会教育主事の配置が、地域における社会教育やその関連分野の実践をつなげ、各取組の相乗効果的な充実を図る。**

社会教育士

「専門性を様々な場に活かすオーガナイザー」

現場レベルの活動において、**各々の専門性と社会教育の知見を活かし**ながら、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする

社会教育人材に求められる能力・知見等とその養成の在り方

- 多様な人材が社会教育の専門性を身に付けようとするニーズに対応していくためには、様々な教育機関によって、地域のニーズに基づき、**工夫を凝らした多様な講習や養成課程の選択肢が提供され、受講者が自身のニーズに応じて学習内容等を選択しうる環境を整備・拡充していくことが重要**。
- 社会教育主事講習・社会教育主事養成課程の修了は、**社会教育人材のエントリー条件**であり、社会教育主事講習等においては、社会教育に関する基本的な理解も含め、**様々な実務経験を積むに当たって重要となる基本的な能力・知見等を身に付けることに比重を置くこと**を基本とすることが**適当**。
- 講習等の修了後において、**経験を積む機会や自主的あるいは相互に学ぶ機会、様々なニーズに応じた多様な研修の機会等を確保**することにより、社会教育人材の資質の向上を図り、活躍を促進していくことが必要。

社会教育人材の養成に係る具体的な改善方策

社会教育主事 講習の定員拡大

- ・多様な者が社会教育主事講習を受講して社会教育士の称号を得て、その学修の成果を社会教育士として各現場に還元していくことが期待される一方、社会教育主事講習の受講希望者の増加により、その数が受講定員を大幅に上回る状況が続いている。
⇒ **社会教育人材の量的拡大を図るためには、社会教育主事講習の定員の拡大が急務。**

多様で特色ある 受講形態の促進 等による受講者の 選択肢の拡大

- 【受講形態の多様化】
 - ・各教育機関の創意工夫に基づき、受講者のライフスタイルやニーズに応じ、**講義のオンライン化やオンデマンド化、オンラインとリアルとのベストミックス、夜間や休日の活用が進められている。**
⇒オンライン・対面はそれぞれ良さがああり、できる限り受講者のニーズに応じられるように**多様な受講形態で講習が提供されることが望まれる。**
- 【柔軟な履修方法による選択肢の拡大】
 - ・多様な教育機関の新たな参画により、これまで以上に各々の特色や得意分野を活かした講習の展開が見込まれるとともに、**複数機関でカリキュラムを策定することで講習内容の充実を図るなど、取組の幅が広がる**ことが考えられる。
 - ・複数の講習にわたって4科目を受講するいわゆる**分割履修**については現行でも可能であるが、円滑な実施に向け、講習の受講記録の保存期間等の**一定のルール設定について運用面も含めた検討**が必要。
- 【講習科目の提供方法の弾力化】
 - ・大学等による新たな社会教育主事講習の開講は、受講定員の増加や講習の多様化に資することから、**大学等の判断により、1から4科目の開設を可能とする。**
 - ・国の委託費を活用しないで実施する講習について、**複数年での開講をあらかじめ認める**ことや、**受講料の徴収を認める**ことにより、より多くの大学等における開講を促す。
※ 受講料の徴収を認めるに当たっては、**受講料が高額にならないよう配慮が必要。**

社会教育主事 養成課程に おける取組

- ・社会教育主事養成課程では、実務的な知見も含め、社会教育の専門性を身に付けるための充実したカリキュラムによる人材育成が図られており、社会教育主事講習と並び、社会教育の広がりを支える役割が期待されている。
⇒ **教職課程を含めた他の専攻で学習する学生が社会教育主事養成課程を受講しやすくなるような改善や、社会教育主事講習との連携による双方の充実・改善等**を図るなど、「中間的まとめ」の趣旨も踏まえ、多様な社会教育人材の輩出に向けた取組の一層の推進が期待される。

講習等の質の 更なる向上に 向けた各機関の 取組の共有

- ・社会教育主事講習等の質の更なる向上や今後も随時行う内容改善の検討には、各講習実施機関の特色や工夫を共有していくことが必要。
⇒ **文部科学省と各講習実施機関との定期的な意見交換の場を設置**することで、**講習等を受講しやすい環境の整備も含めた取組の共有**による、受講者にとってより多くの選択肢の確保を促進。
※ 社会教育人材ネットワークの活用や継続的な学習機会の提供に関する意見交換を行うことも考えられる。

社会教育主事講習の 受講資格の 明確化

- ・PTAや子ども会等の社会教育関係団体での活動経験が社会教育主事講習の受講資格となることが十分に知られていない。
- ・社会教育団体の活動内容が多岐に渡るため、どういった業務が受講資格に算入できるかの判断や、業務に従事した期間の算定が難しい。
- ・グローバル化の進展に伴い、海外大学卒業者も増えている。
⇒ **受講資格を有することを通知等で明確化**するとともに、**社会教育関係団体等における活動実績等の簡便な計算方法について検討**を進める。

社会教育に関する 民間資格等取得 者の一部科目代替

- ・社会教育主事講習は受講していなくても、社会教育に関する民間資格を取得し、その資格を活かして社会教育の実践を行っている者も多い。
⇒ その**資格の内容等に応じて社会教育主事講習の受講すべき科目の一部を免除できる**よう、**科目の代替を認める基準の検討**を進める。

3. 社会教育人材部会における今後の検討事項（案）

○ 上記具体策により、社会教育人材の質的な向上と量的な拡大が図られ、今後はより多様な人材が社会教育に参画してくることが見込まれることを踏まえ、社会教育人材の活躍促進に関する事項など、下記の点についてさらに検討を進める必要がある。

（1）社会教育人材の活躍促進

- ・ 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進を含めた学校教育や、首長部局、NPO、民間企業等で、社会教育の知見と当該分野の知見を組み合わせながら活かしていくような活躍が期待されている。こうした状況も踏まえ、社会教育人材の各現場における実際の活躍や社会教育人材に対する期待等についてヒアリングを行い、**社会教育士の認知度向上やロールモデルの提示による社会教育への参画促進**を含め、**社会教育人材の活躍促進の方策を検討**する。

（2）社会教育人材のネットワーク化

- ・ 社会教育人材のネットワークを構築するに当たっては、行政職員に限らない社会教育関係の幅広い人材で構成されるコミュニティであることも考慮することが重要であるため、**今年度実施する社会教育士及び社会教育主事を主たる対象とした試験的な運用**を通じて、関係者の意見も聴取しながら具体的な課題を特定し、**社会教育人材ネットワークに求められる機能やオンラインの活用も含めたその具体的な手法を検討**する。
- ・ 検討に当たっては、社会教育に携わる人材が多様であることを踏まえ、将来的には社会教育士及び社会教育主事に限らず、社会教育主事養成課程の学生その他の社会教育に携わる関係者が広く活用する可能性を念頭に置くこととする。

（3）旧制度における受講者への積極的な社会教育士の称号付与

- ・ 旧制度における修了者や地方公共団体からは、社会教育主事の実践経験や研修を評価することで、一部科目指定講習を受講しなくとも、社会教育士の称号を付与してほしいとの意見もあり、社会教育人材の活躍促進の観点から、旧制度における修了者のうち、**社会教育主事の実務経験等を十分に有する者に対する社会教育士の称号の付与について、更なる検討**を進める。

（4）修了証書の在り方

- ・ 社会教育士であることを証明できるようなものがあると、地域等で活動しやすいとの意見も踏まえながら、社会教育人材のネットワーク化の検討状況やデジタルバッジの活用可能性を含め、**修了証書の在り方について、その発行体制も含め、検討**を進める。

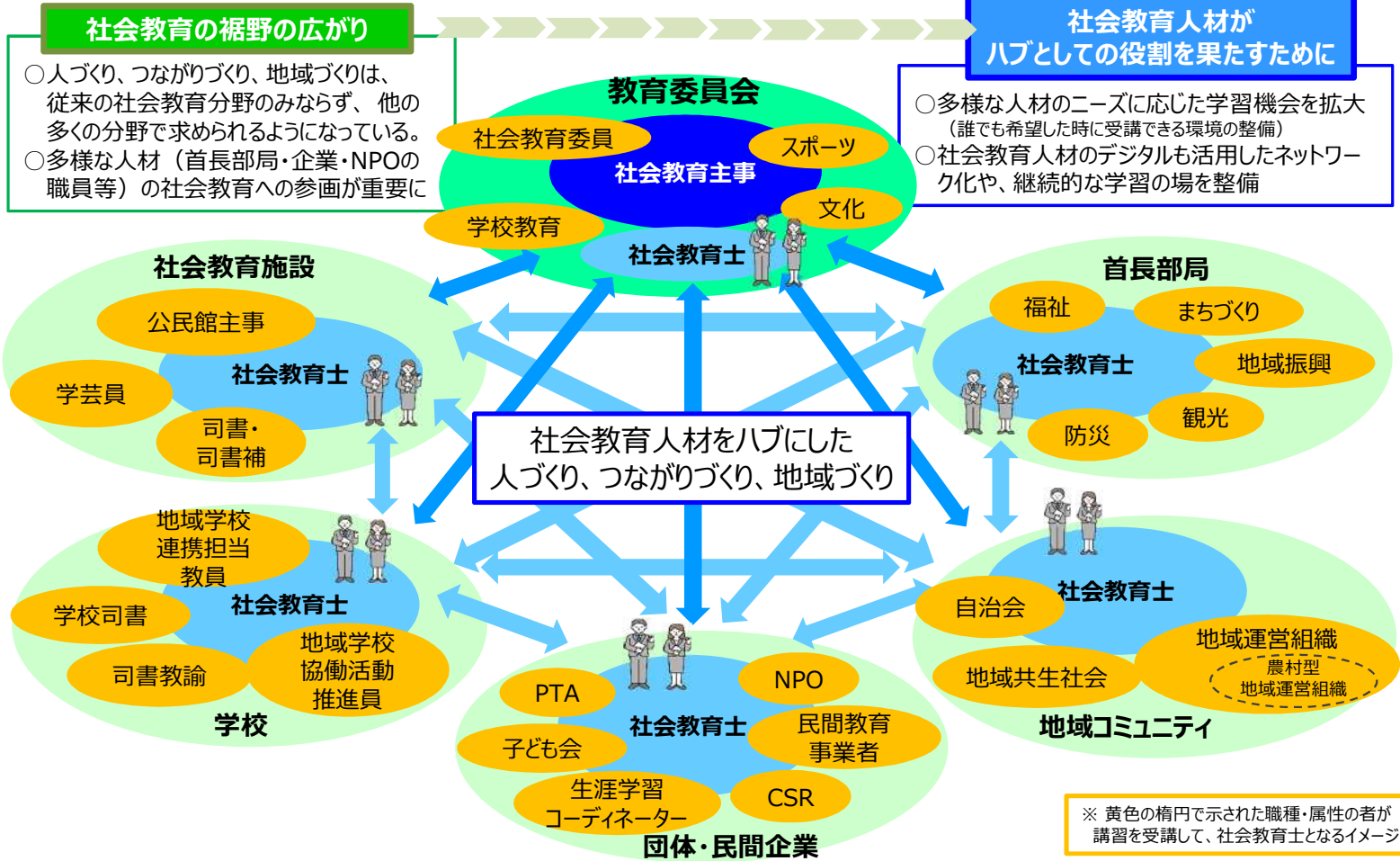
（5）社会教育主事の配置促進

- ・ 「地域全体の学びのオーガナイザー」である社会教育主事の配置により、地域における社会教育やその関連分野の実践をつなげ、地域全体を俯瞰した連絡・調整を図る体制を各教育委員会で整備することが望まれることから、**社会教育主事の配置に関する実態把握を進め、今後の対応を検討**する。

（6）継続的な学習機会の確保等

- ・ 社会教育人材に広く開かれた継続的な学習機会の確保や、社会教育主事の職務や経験に応じた研修の充実が重要であることから、**社会教育人材ネットワークの活用や国・地方公共団体が行う研修のオンデマンド配信等の推進**など、継続的な学習機会の確保に向けた施策の検討を進める。
- ・ その際、学習の成果を容易に示すことができ、専門性や得意分野を示すことにもつながりうる**デジタルバッジの活用の可能性も併せて検討**する。

社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割



社会教育人材（社会教育士等）の活動事例

今後、社会教育施設や学校、行政、民間など様々な場で、地域の学びと実践をコーディネートする社会教育人材の活躍が期待される

学校図書館 × 社会教育士（埼玉県さいたま市）

学校図書館（司書）の役割・業務

- 学校図書館の運営に必要な専門的・技術的な職務
- 学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を教員等とともに進める

等

社会教育（士等）の視点

- 司書の専門性を活かし、**本を通じて**自校の生徒を**地域の多様な人や施設・団体とつなげることで、地域と協働・連携**することができる
- **学校図書館の機能を活かし**地域とつながることで、自校の生徒だけでなく貧困などの課題を抱える子供たちに本を届ける取組を推進できる

具体的取組・活動

- 公民館と連携して「ビブリオバトル」などの読書活動を実施することで、**中学生・高校生が、多様な年代と関わることができる場である公民館にあらためてつながる**（高校と公民館の連携、生徒の多世代交流の機会）
- ネットワークを生かして地域の**NPO活動等にも関わり、子供たちの居場所に本を届ける活動に参画**
- 本と人をつなげるために、**図書館関係者以外の人とのつながりづくり**を積極的に展開（Youtubeラジオなど）



防災行政 × 社会教育士（北海道恵庭市）

防災行政（職員）の役割・業務

- 自治体の防災計画等の策定
- 防災マニュアル（避難所運営マニュアル等）の作成・周知

等

社会教育（士等）の視点

- 災害時に、「行政がなんとかしてくれるだろう」ではなく、自分ごととして主体的に動いてもらうためには、**住民同士の学び合いの中で気付きを促す社会教育のノウハウや専門性を活用**することが効果的
- 地域のキーパーソンの発掘・育成など、**地域との関係性を高める**ことが重要

具体的取組・活動

- 地域全体で「共助」を**行動に移せるところまで理解してもらうため**、防災マニュアルの作成過程で、学習テーマを「避難所」、学ぶためのツールを「マニュアルづくり」とした**地域住民が参加する「防災学習会」を実施**（住民同士の協議が、「次はどうする？」と**自発的・発展的に展開**するところまで促す）
- **社会教育主事時代に築いた地域とのつながり・関係性を生かして**、既存の地域のラウンドテーブルの活用や新たな組織的な活動の構築、市民への効果的な情報伝達を実施



社会教育人材（社会教育士等）の活動事例

今後、社会教育施設や学校、行政、民間など様々な場で、地域の学びと実践をコーディネートする社会教育人材の活躍が期待される

農業・地域づくり × 社会教育 (島根県安来市)

農村RMO(※)の役割・業務

(※農村型地域運営組織)

- 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う

社会教育（士等）の視点

- 主要産業である農業に加え、地域全体の活性化を図るためには、**農業関係者だけでなく、地域住民全体を巻き込んでいく必要がある**
- **地域運営組織にも農業関係者だけでなく、幅広い人材が必要**
- そのため地域住民の話し合いの場を創出することが効果的

具体的取組・活動

- **地域ビジョンの作成**に向けて、地域の主要産業である農業活性化についての**アンケートを全世帯で実施**
- 住民が中心となって話し合いを進めるにあたって、県からの**派遣社会教育主事**が**オブザーバー**となり、**公民館と連携して、世代別・全世代のワークショップなどをコーディネート**
- 話し合いを通じて、**地域全体にビジョンが浸透**。
新しい**人のつながり**と**新たな人材発掘・育成**につながり、農村RMOにも**幅広い人材が参画**



社会教育士特設サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00667.html

4. 今後の振興方策について

② 社会教育施設の機能強化について

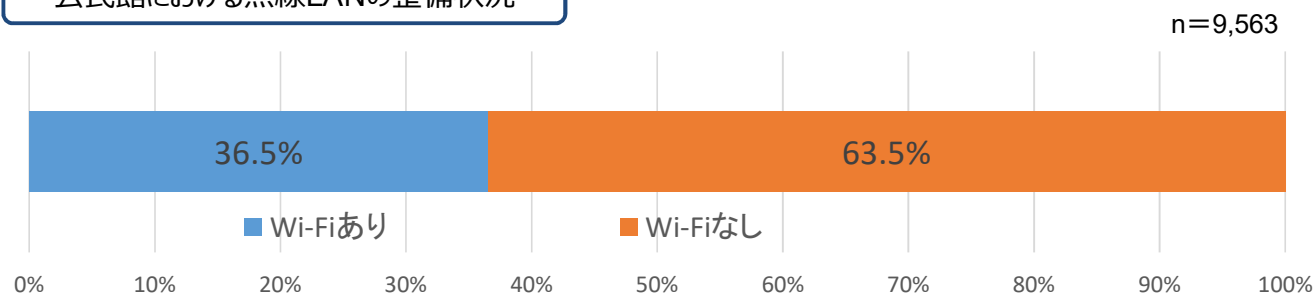
公民館のICT化 ～新しい技術を活用した「つながり」の拡大～

社会教育施設の課題と可能性

(令和2年9月24日第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理より)

- ・パソコンやWi-Fiの設置など、社会教育施設におけるICT環境整備の現状は、決して十分とは言えない。
- ・新しい技術を有効に活用することにより、これまでの社会教育施設を利用する機会が少なかった住民等、多様な交流や人と人とのつながりを大きく広げる可能性がある。

公民館における無線LANの整備状況



※公民館におけるデジタル活用状況等に係るアンケート調査(文部科学省 令和4年4月時点)



国民のデジタルリテラシー向上事業

令和4年度第2次補正予算額

13億円



文部科学省

背景・課題

- デジタル田園都市国家構想基本方針を踏まえ、年齢、障害の有無、所得、地域、国籍等にかかわらず、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できることが重要。このため、国民がデジタル技術の必要性を理解し、その活用により生活の利便性を向上させていくことが必要。
- このため、いつでも誰でも希望する国民が気軽に受講できる基礎的・実践的なデジタルリテラシー講座を公民館等の場を活用し、関係省庁の連携・協力により全国に展開する。

新しい資本主義のグランドデザイン 及び実行計画 (令和4年6月7日閣議決定)

高齢者などデジタル技術に不慣れな方が身近な場所でデジタル機器の使用方法を学べるようにするため、デジタル推進委員を配置し、誰一人取り残されないデジタル化の実現を目指す。

事業内容

- 公民館等の社会教育施設や学校等の場を活用したデジタル講座を実施する。



講座内容（例）

- ◆ パソコンの基本操作
 - ・電源の入れ方
 - ・文字の入力、マウス操作
 - ・インターネット接続
 - ・メール送信 等
- ◆ オンラインサービスの仕組み
 - ・各種行政サービス
 - ・ネットショッピング
 - ・災害時など緊急時対応 等

※高齢者でも活用が進むよう、具体的な場面を想定した講座を実施。

PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）概要

1. PPP/PFI推進に当たっての考え方

(1) 基本的な考え方

- ①多様な政策ニーズに対応するため、公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を最大限活用
- ②「新しい資本主義」の中核となる「新たな官民連携」の柱として「成長と分配」の好循環を実現
- ③「デジタル田園都市国家構想」の推進力として、インフラの持続可能性等の地域課題を解決し、魅力的で活力ある地域を実現
- ④カーボンニュートラル、デジタル技術の社会実装など新たな政策課題へアプローチ

(2) 推進の方向性

- ・自律的な展開基盤の早期形成のため、令和4年度から5年間を「重点実行期間」とし、支援策を拡充・重点投入
- ①地域における活用拡大 ②活用対象の拡大 ③民間による創意工夫の最大化 ④地域の主体の能力強化と人材の確保

2. PPP/PFIの推進施策

(1) 多様なPPP/PFIの展開

「新たなPPP/PFI活用モデル」形成（分野・手法等）に取り組む（PFI推進機構と連携）

- ・公園、公民館等の身近な施設
- ・新しい政策課題への対応（グリーン、デジタル）
- ・地域交通、人工衛星等
- ・インフラの維持管理分野への拡大
- ・公的不動産活用（国有財産、学校等）
- ・広域化、集約化・多機能化 等

(2) 地方公共団体等の機運醸成・ノウハウの蓄積と案件形成に向けた積極的な支援

- ・優先的検討規程の実効性向上、策定促進（人口10～20万人の全自治体での策定：R5年度）
- ・専門家派遣、伴走支援の強化
- ・新たな活用モデルの形成や小規模自治体への支援の積極的実施
- ・首長等の機運醸成（トップセールスの実施：機構と連携）
- ・地域プラットフォームの全都道府県への展開、機能強化（R8年度）
- ・先導的な優良事例等の表彰制度創設
- ・民間提案制度の実効性向上（提案者へのインセンティブ付与等）
- ・マニュアル（導入の手引き、契約書ひな型等）の整理・周知
- ・自治体の受付窓口の設置促進、事業リストの公開・一覧化
- ・PFI推進機構による地域金融機関等の人材育成の全国展開

(3) 取組基盤の充実

- ・多様な効果の見える化、動画の活用、情報・発信の充実
- ・制度・運用改善や規制改革提案の受付、検討体制の強化
- ・官民リスク分担の新手法の導入（ポイント・収益シェア等）

(4) PFI推進機構の活用

- ・先導的事例の形成、案件発掘等、コンサルティングの積極的実施
- ・地域金融機関等へのノウハウ移転
- ・今後のあり方について検討、所要の法案の早期提出

3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標

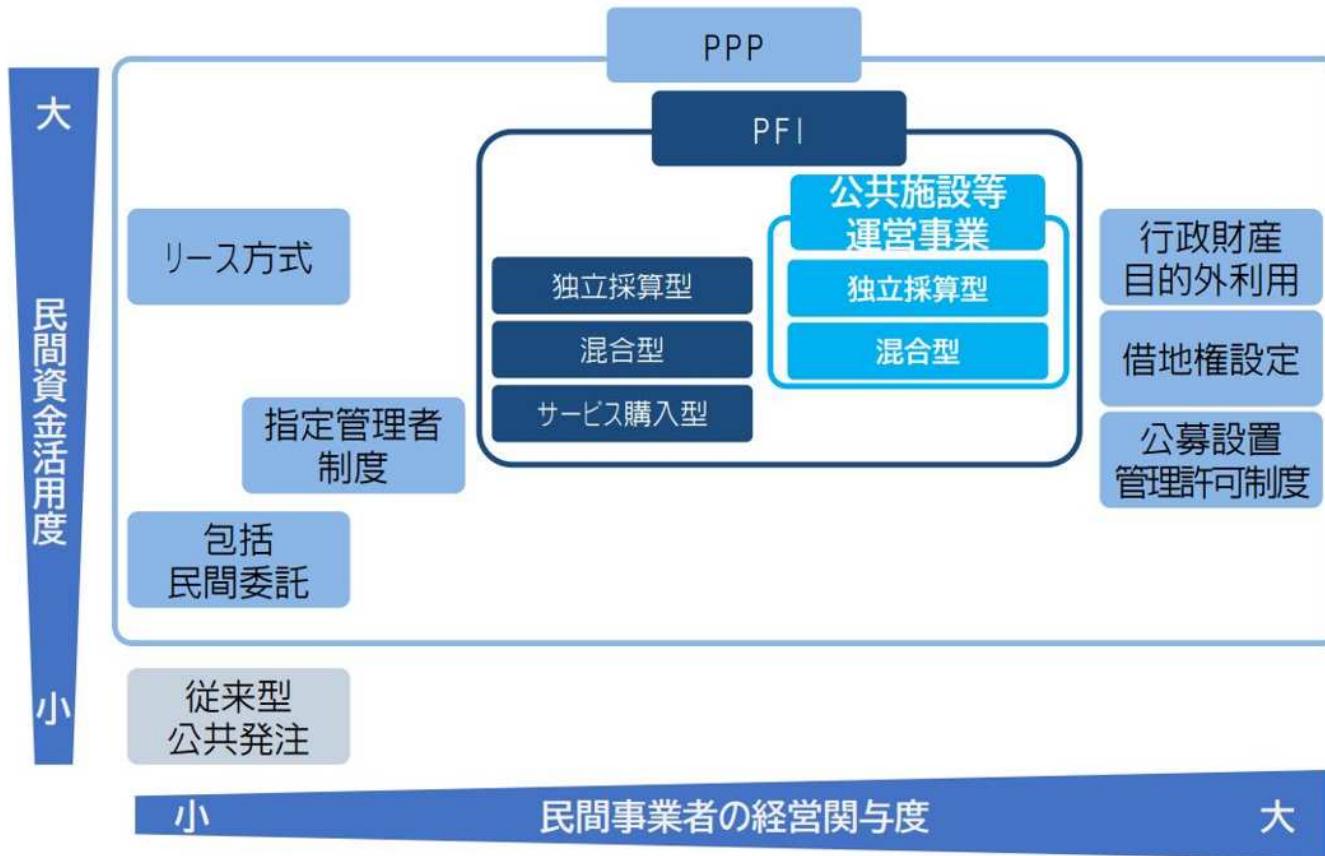
(1) 事業規模目標

30兆円（令和4年度～13年度）
プロジェクト：7兆円、収益型事業：7兆円
公的不動産利活用：5兆円、サービス購入型等：7兆円、取組強化：4兆円

(2) 重点分野と目標 件数目標を設定、案件リスト、工程等を具体化した実行計画を策定

空港/水道/下水道/バス/スタジアム/アリーナ/文化施設/大学施設/公園/工業用水道等
・好事例の横展開、案件発掘等のためトップセールス実施、ガイドライン・ひな型作成等
・関連施策を集中的に投入、PPP/PFIの活用促進に資する交付金等の制度改善

(参考) PPP/PFIのイメージ



※事業案件ごとに官民のリスク分担が異なることから、必ずしも上記イメージ図に合致するわけではない。

出典：内閣府民間資金等活用推進室ホームページ(https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/aboutpfi/pdf/pfijigyou_gaiyou.pdf)
「PFI事業の概要」パンフレットより抜粋

社会教育デジタル活用等推進事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

78百万円
49百万円)



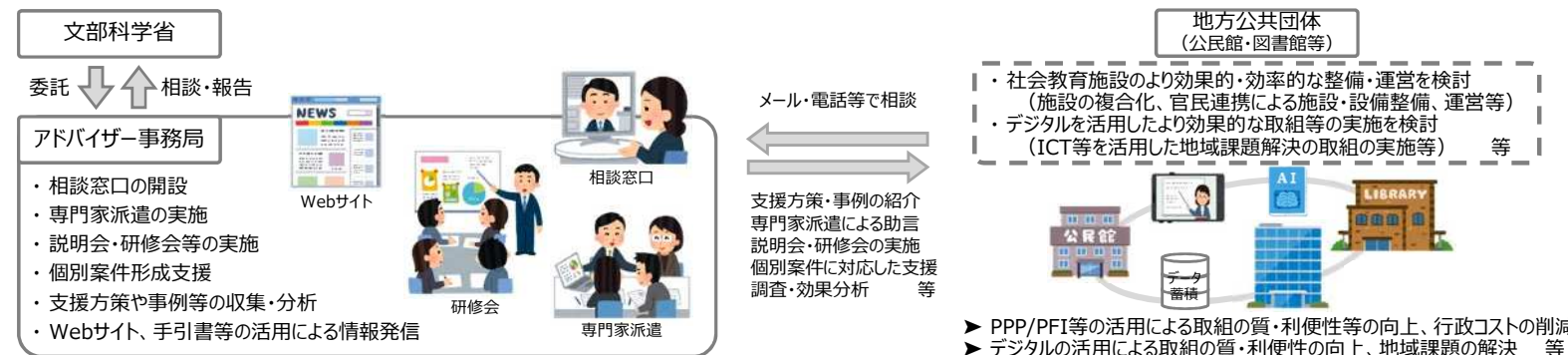
背景・課題

- ▶ 社会の急速なデジタル化の中で、社会教育分野におけるデジタル化の遅れが顕在化し、公民館等の**社会教育施設のデジタル機能を強化し**、「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な教育活動により、**地域の教育力の向上を図る必要がある**
- ▶ 公共施設のより効率的・効果的な整備・運営等に向けて、老朽化等が進む公民館等の**社会教育施設においても、民間の資金と創意工夫を活用するPPP/PFI等の活用を進めていく必要がある**
 - ・ PPP/PFIアクションプランにおける具体化目標を達成するため、**自治体への伴走支援を強化**
 - ・ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(R5.6.16閣議決定)を踏まえ、**公民館等の身近な施設についてのモデル形成を支援**
- ▶ **地域コミュニティの基盤となる社会教育施設を活性化し**、デジタル田園都市国家構想を推進

事業内容 (令和5年度より実施)

○ 社会教育施設のPPP/PFI等の活用・デジタル機能強化への支援 (民間団体向け委託 × 1か所)

社会教育施設の整備や運営におけるPPP/PFI等の活用、デジタル環境の整備やその効果的な活用を促進するため、全国をカバーする支援体制を構築し、地方公共団体等からの相談対応や専門家派遣、導入可能性調査等の検討支援、情報発信などの伴走支援を実施 →**令和6年度は自治体への個別支援を拡充**



アウトプット (活動目標)

- ・ 地方公共団体の伴走支援を行う事務局の設置
- ・ PPP/PFI等の活用に向けた伴走支援の実施
- ・ デジタル機能強化に向けた伴走支援の実施

アウトカム (成果目標)

- ・ 社会教育施設におけるデジタルの効果的な活用やPPP/PFIの導入を検討する自治体数の増加
- ・ PPP/PFIの活用やデジタル環境の整備等を行う施設の増加

インパクト (国民・社会への影響)、目指すべき姿

社会教育施設を拠点とした、地域住民が主体的に学べる教育環境の実現 (地域課題解決に向けた取組の充実、効果的・効率的な施設運営、社会教育施設が地域コミュニティの基盤として機能)

経済財政運営と改革の基本方針2023 (令和5年6月16日閣議決定)

- 生産性を高め経済社会を支える社会資本整備
公共サービスを効率的かつ効果的に提供するPPP/PFIについて、改定アクションプランに基づき、各重点分野における事業数目標の達成と上積みを見視野に、取組を推進する。空港、スタジアム・アリーナ、文化施設等の**重点分野への公共施設等運営事業等の事業化支援を継続**しつつ、GXに貢献する再生可能エネルギー分野を始めとする新領域の開拓と案件形成を図る。

PPP/PFI推進アクションプラン (令和5年改定版) (令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定)

- PPP/PFIアクションプラン推進の目標 (2) 重点分野と目標 ii) 各重点分野における取組
 - ⑥文化・社会教育施設
令和4年度から公共施設等運営事業等の活用に向けた取組を抜本的に強化し、**令和8年度までに1.0件の具体化を目標とする**。さらに、**令和1.3年度までに3.0件の具体化を狙う**。

相談窓口を開設しています。

公民館や図書館などの社会教育施設における官民連携・デジタル活用について、相談を受け付けています。

まずはメールで相談いただき、その後は電話や対面などでも支援します。

ppp_dx_sodan@nri.co.jp



※支援事務局 (株)野村総合研究所

相談内容の例

その他何でも相談
してください。

- 施設の老朽化で建て替えを検討しているが、財政的に厳しい
- 施設の運営に民間の力を活用したい
- もっと利用が増える魅力的な施設にしたい
- デジタル技術を活用したいが、何からはじめたらよいか分からない

特設ウェブサイトを11月に開設 /

官民連携・デジタル活用に関する最新情報を発信します。

【主な掲載内容】

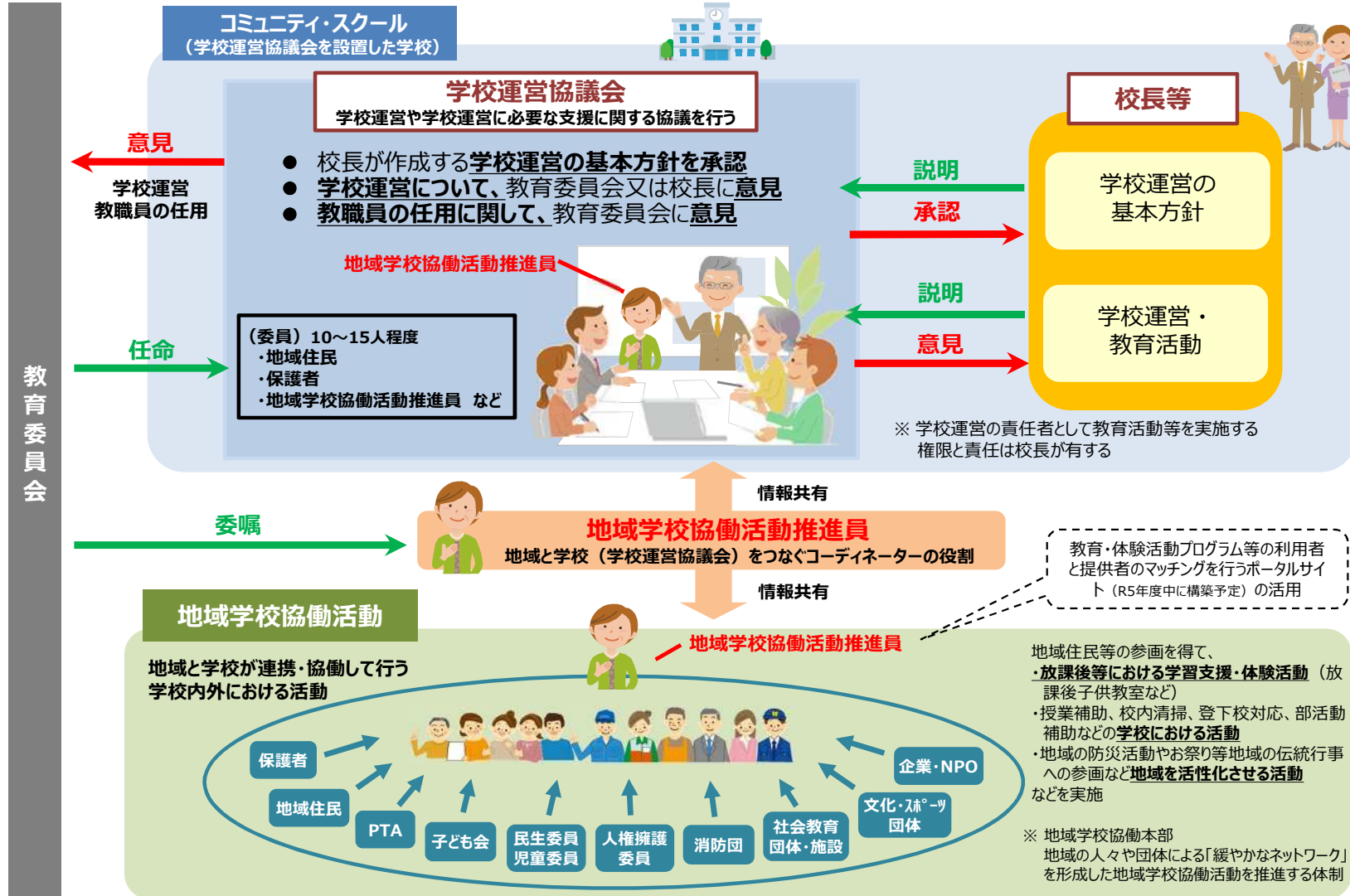
- ・官民連携の基礎知識
- ・先進事例紹介
- ・国の支援策 など



4. 今後の振興方策について

- ③ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動
の一体的推進について

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



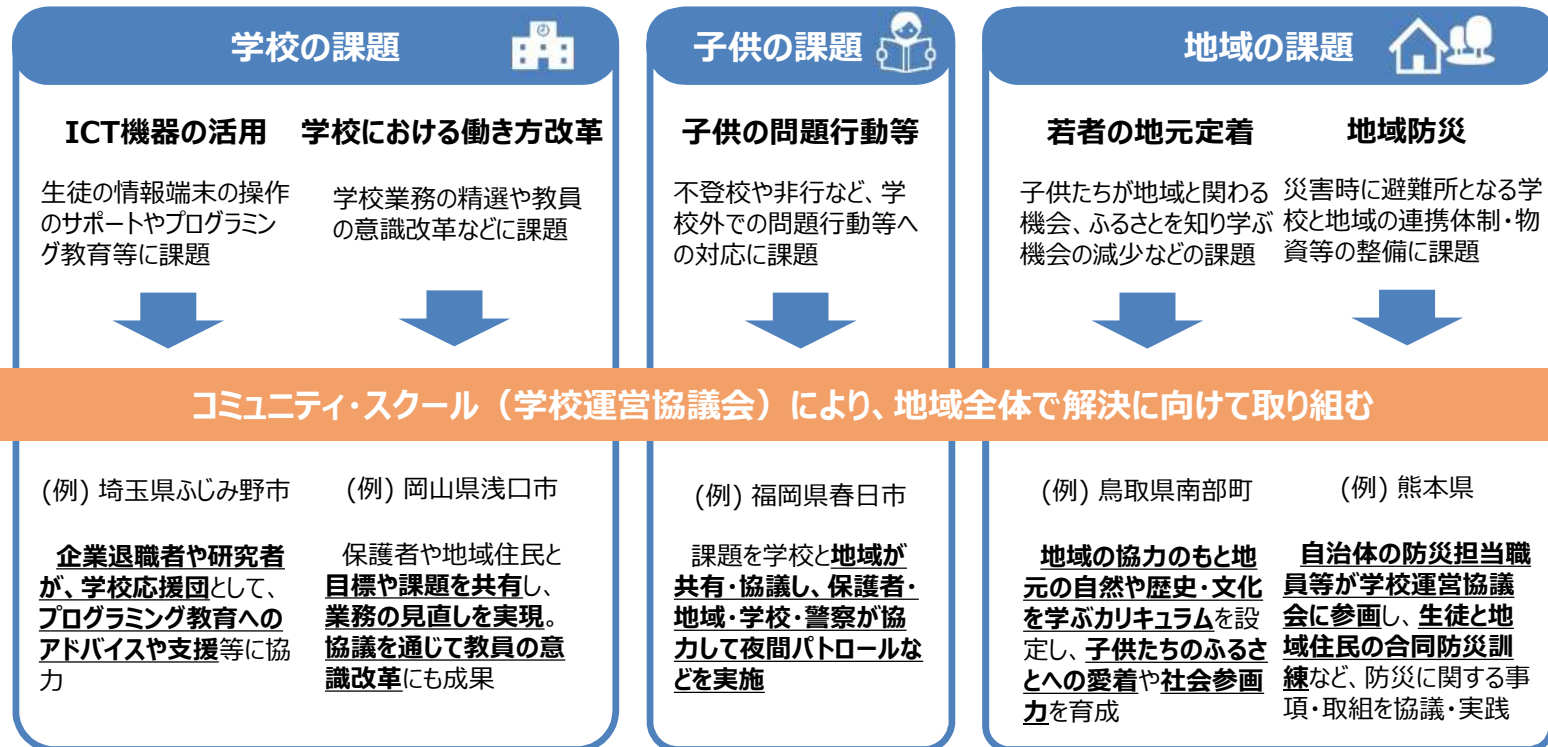
コミュニティ・スクールの意義②

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化



【事例】CSによる学校と地域の防災体制の強化（熊本県（高等学校））

熊本県では、熊本地震の経験を踏まえ、災害時の対応が円滑に進むよう、県立高校に「防災」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入し、地域と学校の連携・協働を進め、地元自治体（市町村）との避難所指定の協定締結を進めるとともに、地元住民との合同防災訓練など、地域と一体となった取組を実施

背景・取組概要

熊本県では、平成28年(2016年)4月の熊本地震において、市町村との避難所指定の協定の有無に関わらず、多くの県立高校が避難場所となり、

- ・避難所運営に係る体制（教職員の役割など）が明確に整備されていない
- ・トイレや空調などの設備や備蓄品などが不足

などの課題に直面した経験から、**地域と一体となった防災体制の構築**に向けて、「**防災**」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入

工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会の委員に、**関係機関職員や自治体職員など防災の専門家**を任命
- ◆ 学校運営協議会の**承認事項に、防災教育や県立高校を中心とした地域防災に関する事項を追加**することで、学校運営協議会を活用して、関係者が**学校だけでなく地域全体の防災の課題などを共有**



特徴的な活動

- ◆ **専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニュアル**の策定
- ◆ 地元**市町村との避難所指定の協定締結**
- ◆ **学校と地域の合同防災訓練**や**避難所運営シミュレーション**等の実施



関係者の声

(学校)「地域と合同で防災訓練を実施することで、生徒及び教職員の意識が高まった。」

(地域)「高校生が地域を学び、地域と関わることで、地域への愛着心や防災への認識も深まる。」

(生徒)「災害が起きた時に、私たち高校生が地域の方々を助けられるように取り組んでいきたい。」

- ◆ CS導入状況（県立高校）
H28: 2校 → H29: 50校(100%)
- ◆ 避難所指定の協定締結数
40校 (R2年8月時点)